## 補助金申請上の留意点

## (補助対象の可否に関するもの)

- ○補助の対象となるものは、各業界が定めている感染防止に関するガイドラインに基づいて令和2年度に実施する対策に要する経費となります。(補助の対象となるのは4月以降に購入した分です。)
- 三密を避けるために実施するものでも、店舗の拡張や部屋の間仕切り等、工 事を実施するものは想定していません。
- ○工事は、購入備品等の設置に伴うもので必要最小限のものに限ります。
- ○同一事業者が、別の建物で複数の店舗を営業している場合は、店舗単位で申請することができます。同一の建物内で複数の業務を営んでいる場合は、有利な業務の方で補助金申請をしてください。
- ○町外に事務所を置く事業者でも、本町に店舗等がある場合はその店舗等の感染対策に要する経費は補助の対象とします。逆に町内の事業者でも、町外で店舗等を展開していてもその店舗等の経費は補助対象となりません。
- 小売業などで、仕入れた感染対策商品の一部を自店舗の感染予防に使用した場合は、仕入れに係る伝票などで使用した数量・金額を計上してください。
- ○補助対象となるかどうかわからない場合はご相談ください。

## (申請手続きに関するもの)

- ○補助金の交付に関する手続きは、①補助金交付申請(様式4)、②補助金の交付決定通知(様式5)、③事業実績報告(様式6、交付請求書(様式7)を添付)、④補助金の交付、という順序となります。
- ○補助金は、できるだけ金額が確定したもので申請してください。
- ○すでに購入したもので、補助金申請書と同じ内容で実績を報告する場合は、 実績報告書も日付を記入せず申請書といっしょに提出してもかまいません。 交付請求書も日付を入れないでください。
- 実績報告書には領収書やレシートの写しなど、支払ったことがわかる書類を 添付してください。
- これから購入する物品等の補助申請をする場合は、金額を確認できる見積書 等を添付してください。
- ○レシートの写しを添付する場合などで、感染対策以外の買い物も含まれている場合は、感染対策経費以外のものは二重線で抹消するなど、補助対象の可

否を明確にし、下欄に感染対策対象分を集計してください。

- 単価 5 万円以上の物品を購入した場合、または設置工事等を含めて 5 万円以上となる場合は、実績報告書に写真を添付してください。
- ○実績報告書の補助金額は、交付決定額と同額かそれ以下としてください。
- 交付決定額を超える補助金額で実績報告することはできません。申請時の予 定額より金額や数量がオーバーしてしまった物品等は、切り離して別に補助 金申請をしてください。
- ○補助上限額に達するまでなら、何度でも申請手続きをすることができます。

## (その他)

- ○この事業は、猪苗代町商工会の会員でなくとも申請できます。
- ○補助金と感染対策済証の交付申請は連動しているわけではありません。どちらか一方だけの申請でもかまいません。
- ○補助申請の際には、事業者から聞き取りをしながら申請書を作成しますので、 できるだけ事前連絡の上、書類を持参くださいますようお願いします。
- ○受け付けた補助金申請額の累計が予算額に達した時点で、受付は終了となります。予算額に対する本日現在の申請率は約45%です。
- 令和 2 年度の事業であるため、年度内に補助金の交付まで完了する必要がありますので、物品の納入時期・代金支払い時期を確認してください。
- ○収容人数が不明の場合は、お問い合わせください。